

# マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載と本人確認について

## 1 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

平成28年1月1日のマイナンバー制度の導入により、申告書にはマイナンバーまたは法人番号の記入をしていただく必要があります。個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

## 2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条に基づき本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の①または②の本人確認資料をそれぞれ提示・添付していただくようお願いいたします。

\*法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認資料の添付は不要です。

\*郵送の場合は、下記書類の写し（コピー）を同封してください。

### ①本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料（AまたはB）	
窓口・郵送	<ul style="list-style-type: none"><li>個人番号カード（裏面）</li><li>通知カード</li><li>（記載内容が現在と変わらない場合のみ）</li><li>住民票（個人番号が記載されたもの）等</li></ul>	<p>【A】 いずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>個人番号カード（表面）</li><li>運転免許証・パスポート</li><li>健康保険資格確認書</li><li>（記号・番号等を隠したもの）</li><li>年金手帳 等</li></ul>	<p>【B】 いずれか2つ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>社員証・学生証</li><li>資格証</li><li>税金等の領収書 等</li></ul>

電子申告（eLTAX）：電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

\*本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

### ②代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料（写し可）	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	<ul style="list-style-type: none"><li>個人番号カード（裏面）</li><li>通知カード</li><li>（記載内容が現在と変わらない場合のみ）</li><li>住民票（個人番号が記載されたもの）等</li></ul>	<p>いずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>代理人の個人番号カード（表面）</li><li>代理人の運転免許証</li><li>代理人の税理士証票 等</li></ul>	<p>・税務代理権証書</p> <p>・委任状 等</p> <p>*裏面参照</p>

電子申告（eLTAX）：電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

## 3 その他

マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、個人の方は本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

問い合わせ先 鳥栖市役所 税務課 固定資産税係

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地

TEL 0942-85-3590 E-mail zeimu@city.tosu.lg.jp